

北海道告示第10882号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年6月5日

北海道知事 鈴木 直道

(総務部所管分その5)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>北方領土隣接地域振興等事業（北方領土隣接地域振興加速化補助金）</p> <p>北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和57年法律第85号）第6条の規定に基づいて策定した「第9期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」（以下「第9期振興計画」という。）の着実な推進と地域課題への対応を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>根室振興局管内の市町（当該市町によって構成される一部事務組合等を含む。）又は営利を目的としない団体</p>	<p>1 に掲げる事業に要する2に掲げる経費</p> <p>1 対象事業</p> <p>第9期振興計画に基づき市町等が実施する重点施策に係る事業とする。ただし、同計画の第4章「計画の推進体制」の2に規定する「重点施策に係る実施計画」に位置付けられた事業とする。</p> <p>2 対象経費</p> <p>共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費及び修繕料に限る。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>総務第2号様式（大会等の開催にあつては総務第3号様式、施設等の整備にあつては総務第5号様式）</p> <p>総務第6号様式</p> <p>総務第7号様式</p> <p>総務第8号様式</p> <p>総務第19号様式（申請者が市町である場合を除く。）</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>総務第2号様式（大会等の開催にあつては総務第3号様式、施設等の整備にあつては総務第5号様式）</p> <p>総務第17号様式</p> <p>総務第18号様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 北方領土対策根室地域本部</p>	<p>北方領土対策根室地域本部長</p>	